

## 「市報のだ・野田市ホームページ有料広告取扱業務」実施要項

(市報のだ・野田市ホームページ有料広告制度の目的)

- 1 市の財政収入に寄与するとともに、市民への生活情報の提供と地域経済の活性化に資することを目的とする。

(市報のだ・ホームページ有料広告制度の内容)

- 2 第4項に規定する業務を一括して行う広告代理店を決定し、広告代理店は、市が広告掲載媒体を提供することに対する契約料金（広告掲載料）を納付するものとする。

(広告代理店及び広告内容)

- 3 広告代理店及び広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (3) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
  - (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関するもの又はこれに類するもの
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
  - (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
  - (9) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第3項に規定する投資信託、同条第19項に規定する投資法人債、同条第24項に規定する外国投資信託、外国投資債又は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引に関するもの
  - (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(業務の概要)

- 4 業務の概要等は、以下のとおりとする。

- (1) 業務の名称

市報のだ・野田市ホームページ有料広告取扱業務

(2) 広告掲載媒体

ア. 市報のだ

名称等	市報のだ
発行部数	5万1千部
発行日等	年24回、毎月1日・15日発行
枠数及び表示方法	各1日号の最終面下段に、最大2枠

イ. 野田市ホームページ

名称等	ホームページ「野田市公式ホームページ」 URL <a href="https://www.city.noda.chiba.jp/">https://www.city.noda.chiba.jp/</a>
広告の位置	トップページ（PC版・スマートフォン版共通）
枠数及び表示方法	PC版とスマートフォン版の掲載枠は共通で、最大12枠 PC版：12枠を常時表示（掲載順は、コンピュータープログラムによってランダムに行う） スマートフォン版：12枠を常時表示（掲載順は、コンピュータープログラムによってランダムに行う）

(3) 業務内容

- ア 市報のだと野田市公式ホームページに掲載する広告の募集、広告主の選定、広告データの入稿、広告主からの広告掲載料の収納、広告主へのレポート報告
- イ 広告掲載に係る事項についての広告主との交渉、調整その他一切の対応
- ウ 新設の広告枠の提案とその募集及び運用等にかかる業務
- エ 当該要項及び野田市広告掲載取扱要綱に関する業務

(広告の掲載期間)

- 5 広告の掲載は原則として、市報のだは5月1日号から翌年4月1日号までの毎月1日号で、ホームページは4月から翌年3月までの1年で毎月1日から同月末日までの1か月を単位として行うものとする。

広告は、複数月に係る掲載を一括して申し込むことができるものとする。

(広告代理店の決定方法)

- 6 広告代理店は、入札等の金額が最も高かった者とする。

(広告代理店及び掲載する広告の内容の審査)

- 7 広告代理店は、広告主及び掲載する広告の内容について、事前に市と協議するものとする。

市は、広告の内容に修正又は削除が必要と認めるものがある場合は、広告代理店に指示することができるものとする。

広告代理店は、正当な理由がない場合は、市が指示する広告の内容の修正又は削除に応ずるものとする。

(契約料金(広告掲載料)の支払方法)

- 8 広告代理店は、契約料金(広告掲載料)を市に納入するものとする。金額及び期日、方法等は、別途契約等で定めることとする。なお、広告数の変動等による返金等は、行わない。

(広告掲載の取消し)

- 9 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができるものとする。この場合において、契約料金(広告掲載料)の返還等は行わない。

- (1) 広告代理店及び広告の内容が、第3項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (2) 広告代理店が、市の指示する広告の修正及び削除に応じないとき。
- (3) 広告代理店が取り消しを求めたとき。
- (4) 広告主が存在しないとき又は広告先ホームページが正常に閲覧できないとき。

(免責事項)

- 10 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告代理店及び広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

市は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(担当)

- 11 〒278-8550

野田市鶴奉7番地の1野田市役所 PR推進室

電話：04-7199-2090(直通) FAX：04-7122-1557